民法　司法令８－５　肢イ

第１　肢の結論

正しい

第２　取得時効の対象

１．問題の所在

自己の所有物であっても，時効取得の対象となるか。取得時効（１６２条１項）には，「他人の物」と書いてあり，自己の物は，取得時効の要件にあたらず，対象外となると思われるため問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

自己の所有物であっても，時効取得の対象となる。よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，１６２条１項によれば，「他人の物」とある以上，「自己の物」時効取得の対象外とも読める。

しかし，不都合である。例えば，二重譲渡における劣後者が，占有を続けた場合などである。この者は，所有権に基づいて，占有を続けているが，正当な利益をもつものに対しては所有権を対抗できない。

このような場合で，永続的な事実状態があった際に，たまたま，権限が所有権だからといって，取得時効が成立しないとすると，時効の趣旨が没却され不当である。

永続的な事実状態が存在すれば，自己のものであっても時効取得の対象として，占有者を保護する必要がある。

１６２条１項で，「他人の物」と規定したのは，原始取得を行う際に，他人の物であれば，反射的に消滅すべき権利があるというケースを想定したためである。

自己物の時効取得で問題となる二重譲渡の劣後者のケースを考えると，対抗できない他人がいる点において，他人の権利を反射的に消滅させる必要があるケースである。

したがって，１６２条１項には，「他人の物」とあるが，「自己の物」であっても，「他人の権利を排斥」すべき状況は同じである以上，「他人の物」といわば同視して，時効取得を成立させる趣旨と解するのが相当である。

なお，この時効取得により，本来の権利者は権利を失うこととなるが，永続的な事実状態がある以上，時効完成前に妨害排除などをして権利保全する機会は十分にあった。

それを，放置している以上，この結論はやむを得ないと解する。

以上